

間瀬和三郎と戸田家

——「文久の修陵」以前——

はじめに

第一章 和三郎をめぐる史料

編纂記録

「岡谷文書」

第二章 編纂記録にみる和三郎

第三章 「岡谷文書」にみる和三郎

「岡谷文書」から

和三郎と木村家・間瀬家

間瀬家相続

「万一死去仕候義も」

「都而何事も御罷末之事」

おわりに

外

池

昇

はじめに

一般に戸田忠至（一八〇九～八三）は、いわゆる「文久の修陵」を実質的に統括した人物として知られている。

本稿は「文久の修陵」について、その詳細を明らかにしようとするものではないが、ここで忠至との関わりにおいて一点だけ指摘しておきたい。それは、宇都宮戸田藩藩主戸田忠恕の名によつて提出された「山陵修補の建白」が、文久二年閏八月十四日に老中板倉伊賀守勝静によつて許可されると、家老間瀬和三郎は直ちに家老を辞して間瀬家を離れ、藩主戸田家に入つて忠至を名乗つたということである。これが即ち戸田忠至である。時に忠至は五十四歳であった。⁽¹⁾

さて、「文久の修陵」については、既にさまざまな角度から研究されている。例えば、陵墓に指定された古墳にどのような土木工事が施されたのかという考古学的な視角からの研究、そして、幕末期の緊張した朝幕関係の中にあって山陵の修補事業がどのような意味を担つたのかという政治史的な視角からの研究である。

しかし、終始一貫して「文久の修陵」を推進した戸田忠至その人に焦点をあてた人物誌的な研究も重要である。そのような研究からは、「文久の修陵」をめぐる一連の過程において忠至が戸田藩の中でどのように位置付けられたか、また、忠至が「文久の修陵」に何を期待したのか、という問題が自ずと浮かび上がつてくるであろう。

その忠至は慶応二年三月に宇都宮戸田藩から一万石を分知され、高徳藩を興している。もとよりこれも「文久の修陵」の成功と大いに関係があるので、忠至にとつて「文久の修陵」が、自身の七十五年に及ぶ生涯の中でも特筆すべき記念碑的存在であつたことが推し量れる。

このように後年、「文久の修陵」は忠至にとって特別な意味をもつようになるが、それは偶然そうなつたというのではなく、和三郎、あるいは忠至自身が充分意図してのことであつたと思われる。その一つのあらわれが、先にも触れた間瀬家から戸田家への移動である。このことには充分注意が払われて然るべきである。

確かに、当時の藩主戸田忠恕は弱冠十五歳であり、戸田藩として「文久の修陵」を遂行しようとしても、藩主忠恕によ

る陣頭指揮は、期待すべくもない状況ではあつたであろう。そしてもちろん、家老間瀬和三郎の戸田家への移動の理由をそこに求めることが可能である。あるいはより漠然と、「文久の修陵」完遂のための決意の表明と理解しておくことも、できるかも知れない。

しかし、このような便宜上の理由のみによって、間瀬和三郎は家老の地位と間瀬家を捨てて藩主戸田家を名乗ったのであろうか。そしてそのようなことが、なぜ可能であつたのであろうか。そもそも間瀬和三郎にとつて戸田家とは一体何であったのか。本稿では、家老間瀬和三郎が戸田家を名乗るに至つた、いわば和三郎自身の内在的な契機について探ることにしたい。

第一章 和三郎をめぐる史料

ここでは、間瀬和三郎についてどのような史料を糸口にみていくかについて、述べることにしたい。

編纂記録

さてはじめに、戸田藩・戸田忠至（間瀬和三郎）をめぐる公的な編纂記録についてみると、以下二種取り上げるが、いずれも忠至逝去後の明治期、あるいはそれ以降の編纂になるものである。

まず、松井恒太郎編著『宇都宮城主戸田御家記』（以下『戸田御家記』という）である。これは、旧宇都宮戸田藩主戸田忠友（在位慶応元年正月～明治四年七月）の長男忠庸が旧同藩士松井一郎の嗣子恒太郎に命じて編纂させたもので、昭和十二年の発行である。

この『戸田御家記』は、戸田家による宇都宮藩政を知るための史料として欠かすことができないものである。松井恒太郎は『戸田御家記』を著すにあたって、まず比較的の資料蒐集が容易な忠恕・忠友公記を編纂し、それ以外は、『戸田家明細記』（著者不明、系譜に倣つた記載）・『当用留』（江戸藩邸御留守居役の日誌、安永年間以前を欠きおよそ完備したものは文化年間

以降）・『公用留』（忠昌公記に援用）等を参照したといいう⁽²⁾。

本稿で注目している間瀬和三郎についても、この『戸田御家記』の記述によって、戸田藩士としての、また戸田藩とのかかわりにおけるアウトライントを知ることができる⁽³⁾。

このように『戸田御家記』は、大正・昭和期に編纂されたものであり、それだけに戸田家に対する立場も明確であつたと思われる。

また、岡谷繁実の編集による『戸田忠至略譜稿⁽⁴⁾』も重要である。これは、忠至逝去後にその履歴を年表にしてまとめたもので、忠至の子の館林秋元藩主秋元興朝による「序」が寄せられている。また、巻末に忠至の言動を記した「静嘯亭雑記抜粹」が付されている。戸田忠至の伝記研究には基本的な史料といえる。もつとも、忠至の逝去後に編纂されたという点で、忠至に対する立場は『戸田御家記』と同様はつきりしたものであつたと考えられる。

「岡谷文書」

次に、和三郎自身の手になる記録についてみたい。和三郎の心情を理解するためには、右にみた編纂記録よりもはるかに重要である。それは「岡谷文書⁽⁵⁾」に收められている。

「岡谷文書」は館林藩士岡谷繁実に宛てられた幕末・明治前期の書翰類を中心とした史料群で、繁実の子孫に伝来されたものである。ただし、繁実宛ではない書翰類も極めて多くの割合を占めている。そして、繁実宛のものやそうでないものも併せて、間瀬和三郎・戸田忠至を差出人・宛名とする書翰類も数多く含まれ、その中には本稿で注目している「文久の修陵」以前の間瀬和三郎に関する史料も多く見出される⁽⁶⁾。

第二章 編纂記録にみる和三郎

本章では、第一章「和三郎をめぐる史料」でみた三種の記録のうち前者二種の編纂記録（『戸田御家記』・『戸田忠至略譜

稿』から、和三郎の出生から間瀬家相続に至る過程をみることにしたい。つまり、公的記録に見る和三郎の前半生像である。

まず、和三郎の出生についてである。

『戸田忠至略譜稿』によれば、和三郎は文化六年八月十一日に戸田藩藩主忠翰（在位寛政十年六月～文化八年四月）の弟忠舜（主計）の第一子として生まれ、方之丞と名付けられた。和三郎、あるいは嘉十郎と改められたのは後のことである。⁽⁷⁾ つまりこの方之丞は、紛れもなく戸田家の血筋である。

その後和三郎の父忠舜は、文化九年九月十三日に田中一郎右衛門勝豊の養子となつた旨御用番老中牧野備前守忠精に届けられ、同年十月十八日には忠舜は田中家に引き移っている⁽⁸⁾。しかし和三郎は田中家には移らずそのまま戸田家に残された。この時和三郎は四歳であった。

一方、和三郎の実兄鐸之進（後に輔、忠孝）は藩主忠翰の養子となり、文政四年九月六日には家臣として祿五百石を賜つて⁽⁹⁾いる。つまり忠温（忠翰の子である藩主忠延の弟、忠延の子として家督を継ぐ、在位文政六年二月～嘉永四年七月）の弟ということである。そしてその続柄によって弘化四年正月十日の逝去に際しては、將軍徳川家慶・世子家祥から簾中より慰問があり、藩主忠温も相当の忌引があつた。⁽¹⁰⁾

その後和三郎は、文政元年三月に大番頭戸田土佐守与力木村内蔵允の養子となる。つまり、和三郎は藩主戸田家から出て与力木村家を名乗ったのである⁽¹¹⁾。この時和三郎は十歳である。

しかし、和三郎と木村家との関係は円満なものではなかつた。『戸田忠至略譜稿』は次のように記している。

(文政)十二年丑ノ十一月、木村家ヨリ離婚、木村家ハ元來少祿ナレハ塩・炭・薪・噌ノ事ヨリシテ軀自ラ担任セラレシカトモ生計足ラス、木村家ニテハ大名ヨリ養子ノ事ナレハ諸賄ハ戸田家ニテ為スナラントノ暗算ヨリ起リシ事ナレハ、実家ヨリノ扶助ナケレハ家事ニ紛糾断ヘス、去リトテ戸田家モ其望ミヲ飽カシムルコト能ハサリシヨリ、竟ニ離婚トハナリテケリ、是時ノ艱難刻苦ハ実ニ詞ニ盡サレスト時々語ラレキ、去レトモ下情ヲ知リシハ全ク木村家ニ在リシヲ以テ

ナリト謂ハレケリ⁽¹²⁾

和三郎二十一歳の時のことである。十一年以上に及ぶ木村家での生活も、ここに破綻したのである。

そして田中家に養子に入っていた和三郎の父忠忠舜（主計）は、天保三年正月八日に逝去した。時の藩主忠温は叔父の続柄によって忌服している⁽¹³⁾。

この後の和三郎については、『戸田忠至略譜稿』から、天保四年十二月二十三日に家臣に列し高二百石を賜り取次格上席、同六年十二月二十三日に用人役、同九年九月三日に番頭役、同十二年十二月二十三日に高三十石加増（計二三〇石）となつたことが知られる⁽¹⁴⁾。

このように和三郎は、木村家と離縁してから戸田姓の家臣として順調な日々を送っていたのである。しかし和三郎にとっての大きな転機は、その後に訪れる。天保十三年三月二十五日に家老間瀬家を相続したのである。高六百石であった。二年後の弘化元年六月二十三日には家老、同四年八月二十三日に勝手方を兼任、嘉永四年二月二十三日に二百石加増され計八百石、そして安政三年十月二十九日に家老上席となり、これも家老間瀬和三郎として極めて順当な経過であった。

和三郎が相続したこの間瀬家については、今その詳細を明らかにする準備を持たない。試みに『戸田御家記』から和三郎の相続以前の間瀬家についてみると、寛政十年六月二十一日の藩主戸田忠翰の家督相続に際して、同年十月九日に秋元但馬守に宛てた「御旧例御間柄被仰合之覚」に、「能登守御使」「御家老」として間瀬新兵衛の名がある⁽¹⁵⁾。

また和三郎が家老に就いてからの間瀬家についてみると、『戸田御家記』には、弘化三年二月六日の仁孝天皇の崩御に際して、大坂表出役間瀬信之助は「御香奠献上使者」として三月十日に着京し、同月二十一日には滞りなく勤めを果たした記事がみられる⁽¹⁶⁾。

その後間瀬和三郎は安政五年十二月二十三日に二百石が加増され、計千石となる⁽¹⁷⁾。

さてこの前後に戸田藩は、極めて混乱した時期を迎える。嘉永四年七月二十六日に四十八歳で逝去した藩主忠温の後

を継いだ忠明は弱冠十三歳であり、その忠明も安政三年六月二日に十八歳で逝去したのである。そして次いで藩主となつた忠恕は僅か十歳であつた。

このような中にあって、家老間瀬和三郎はよく戸田藩を支えた。『戸田忠至略譜稿』の中で岡谷繁実は、次のように記している。

幼君二代ノ間焦思苦慮シ神仏ニ誓ヒ肉ヲ断チ酒ヲ禁スルニ至レリ、繁実、君（和三郎）ノ家ニ至ル毎ニ酣宴刻ヲ移セトモ適意ニ独酌スルノミニテ断テ献酬セシコトナシ、殆ント禪僧ト相対スルカ如クナリキ²⁰⁾

事実、家老に就いてからの和三郎は、戸田藩のためによく力を尽くした。『戸田御家記』には家老間瀬和三郎の辣腕ぶりを示す記述が随所にみられる。以下それを列挙する。

◎嘉永四年九月二十五日の第十一代藩主戸田忠明による家督の願い出の登城、また同月二十八日の家督の御礼の登城に、恒川七右衛門・藤田弥七郎と共に隨従²¹⁾。

◎安政三年六月二日の藩主忠明逝去の報に接して急遽宇都宮に帰り事後処理にあたり、また忠明逝去に際して不始末のあつた側用人・近習の士等を処罰²²⁾。

◎万延元年閏三月に、江戸城本丸の火災に当たり仰せ付けられた冥加金三千九百両の木材現物納を老中久世大和守広周に願い、聞き入れられる²³⁾。

◎万延元年十一月朔日に久世大和守広周に馬一匹の献上を願い、同月四日に聞き入れられる²⁴⁾。

◎文久元年八月二十一日に戸田藩が麻布善福寺の異国人警衛を仰せ付けられたのを、藩内の尊王攘夷論の鬱勃たるのを見て老中久世大和守広周に面会し、九月五日に二の丸火の番への変更に成功²⁵⁾。

さらに松井恒太郎は『戸田御家記』の中で、家老間瀬和三郎の活躍について「旧来ノ弊風ヲ打破シ藩政ヲ一新スルニ勉メタルガ、特ニ力ヲ尽シタルハ、累世窮迫ノ財政ヲ救済スルニ在リタルモノ、ノ如シ」としつつ、それまで往復が絶たれたままであった戸田藩と商人川村家の関係修復に成功したこと、金鉱の開発に失敗したこと等を述べている。⁽²⁶⁾

そして『戸田忠至略譜稿』は、攘夷の件をめぐって宗家と仰ぐ正親町三条実愛と協議するべく、万延元年八月に間瀬和三郎が、岡谷繁実を実愛の許に遣わしたことを記している。⁽²⁶⁾

以上、『戸田御家記』・『戸田忠至略譜稿』といった忠至死逝去後に成った編纂記録から、和三郎の前半生を繙いた。

次章では、このような流転の半生を和三郎自身はどうのように認識していたのかについて、和三郎自身が綴った文章の中から探ることにしたい。

第三章 「岡谷文書」にみる和三郎

「岡谷文書」から

第二章でみたような流転の半生を和三郎自身が回顧し、自ら心情を吐露した文章が「岡谷文書」に収められている。和三郎の内面を知るには極めて貴重である。

前にも述べたように「岡谷文書」には書翰類が多い。しかしその中で、「文久の修陵」以前における和三郎をめぐるものは、必ずしも書翰が中心ではない。特に和三郎の心情が吐露された文章には、年代・宛名の記載を欠くものが多いのである。

さて、ここで検討しようとする史料を「岡谷文書」から挙げ、その概要を本章の視点から極めて簡単に要約・註釈して付記しておきたい。

昨年（安政三年）家老上席を申し付けられたが、加禄等は一切遠慮する。もっとも五十歳も間近で病死することもあるかも知れない。兼ねてより願書を差し出していた本姓戸田家の儀は何卒御聞済下されたい。

B 安政五年十二月 間瀬和三郎戸田姓取立願 【四五四】⁽²⁹⁾

木村家縁組の日々は艱難・恥辱の連続であった。その後間瀬家に同居したが、その間も身の振り方を思いめぐらせていて、間瀬家相続を仰せ付けられた時は驚いた。自分はもう五十歳でいつ死ぬかわからないので、嘉永四年に加増の三百石は、いずれ戸田・間瀬家へ分配して頂きたい。本姓戸田家の儀は何卒よろしく願いたい。

C 安政五年 間瀬和三郎戸田姓取立願 【三一一】⁽³⁰⁾

（およそBと同じ）

D 文久元年 戸田忠至申置覚 【三三五】⁽³¹⁾

五十三歳にもなり死ぬかもしないので、あとに残る者へ心得を記す。

鐘太郎へ。（自らの半生を振り返った上で）戸田家から鐘太郎に与えられた三百石は父（和三郎）の忠勤の賜であるから、僕約し君上を敬い我儘なく過ごせ。方之丞は其元が引き取り、旗本へ養子に出すこと。

万之助へ。養子に入つて間瀬家を継ごうとするのだから、心根を改めて立派な人間になり、君家・間瀬家を大切にしなければならない。自分が死んだら下屋敷で相応の勤めをしなさい。

E 年未詳 戸田忠至履歴下書 【三一〇】⁽³²⁾

（自ら著した履歴。文久年間以降の年代の記述に誤りがみられるが、随所に自らの感慨を記す。成立の上限は元治元年一月と思われる）

〔註〕【】内は、原島陽一・松尾正人両氏による翻刻『史料館研究紀要』第二十五号所収、註⁽⁵⁾参照）の史料番号。
（ ）内は註釈。

以下、これらの史料を拠り所として、みてゆくことにしたい。

和三郎と木村家・間瀬家

それでは、第二章とは視点をかえて和三郎自身による心情の吐露に特に注目しつつ、このA～Eによつて、和三郎自身が振り返った間瀬家相続に至る迄の半生についてみることにしたい。

さてEは、自らの出生についての詳細な叙述から始まる。それによると和三郎は文化六年八月十一日に江戸の昌平橋屋敷で生まれた。そして文政元年三月の与力木村家との養子縁組の破綻については、「其後木村家実子出生ニ付養家取縛」⁽³³⁾と、第二章でみた『戸田忠至略譜稿』の記述にはみられない事情を述べている。

和三郎は、このような木村家における生活を、どのように振り返っていたのであろうか。Cは、宇都宮で和三郎が藩主忠温に面会した折、忠温が再び養子にゆく気があるかと尋ねた時の和三郎の答えを記しているが、それは次のようなものであった。

是迄之養家ニ而種々艱難仕又者恥辱ヲも度々與へられ候間、何卒今一度養子ニ被差遣被下候者 御当家様御名も顯し候程之精勤ヲ尽し、次ニ者私儀も是迄恥辱ヲ與へられ候面目ヲも相雪キ度奉存候間、何卒如何程下輩之処ニ而も宜敷御座候間、又一度御直参へ養子ニ被遣候様⁽³⁴⁾

このように、木村家時代を「種々艱難仕又者恥辱ヲも度々與へられ」と回想するその一方で、「何卒如何程下輩之処ニ而も宜敷御座候間、又一度御直参へ養子ニ被遣候様」と、再度の養子縁組に期待を寄せているのである。ただし「御直参へ」と、自らの縁組先を限定して想定していることには、ここで注意しておきたい。

この間和三郎は江戸昌平橋屋敷の実兄戸田輔方に身を寄せていたが、間瀬家に嫁いだ実姉が宇都宮にあつたので、文政十二年から天保四年まで間瀬家に逗留した⁽³⁵⁾。和三郎の周囲の雰囲気も、Cが「間瀬家へ同居追々永引私義容易ニ難手放、廿壹歳迄廿五歳迄同居仕、其後も御在城之度毎ニ折々御噂サ被遊」⁽³⁶⁾とする通りである。この段階で既に、和三郎と間瀬家との繋がりが深かつたことが知られる。そしてDは、その背景には「常身るん殿（間瀬家に嫁した和三郎の実姉）之

御難儀^并幼年之甥難渋難見捨、足ヲ留メ候内間瀬家類焼弥以難見捨、右類焼之ふしん出来候処自分廿五歳^ニも相成候⁽³⁷⁾と
いうことがある、としているのである。

この頃の和三郎が戸田姓の家臣として、順調に歩を進めつつあつたことは、既に第二章で『戸田忠至略譜稿』から引いた通りである。

またCは、和三郎の処遇をめぐるやりとりの中で、戸田三左衛門が和三郎に次のように述べたとしている。

御当家^ニも大臣之列少ク、且又身^ニ入候而御奉公相勤候ものも人少^ニ而常々心細ク被存候間、幸ひ私義當時爰^元江籠越居候処、間瀬家之老人子供其外扱ひ向朝暮之深切之段致感入候間、何卒御家臣^ニ相成候様、左候得者 御家之御為御先祖様へ之孝道^ニも相成候間、養子之義^者思ひ止リ御家臣^ニ相成候様⁽³⁸⁾

この戸田三左衛門の発言の主旨は、少なくとも和三郎には、直參への縁組を断念して戸田藩に残ることを望まれたものと受けとめられたのであって、間瀬家との縁組を勧められたものとは解されなかつたのである。

和三郎はこれ以降、様々な方面に身分の落ち着き先についての相談を持ちかける。その中で、和三郎の取り敢えずの結論は、Cに「私^ら者不相願候へ共、追々年^者相嵩いつ迄も此姿^ニ而罷在候而者身分之極りも不相付候^ニ付、如何様^ニも御取極メ被成下置候様⁽³⁹⁾」とみえるように、曖昧なものであつた。

間瀬家相続

そして天保十四年に和三郎は大きな転機を迎える。藩主忠温に、相続人の絶えた間瀬家との縁組を命ぜられたのである。その時的心境をCは「誠^ニ以奉驚入候⁽⁴⁰⁾」と記すが、安政五年十一月に著されたBは、忠温の話の進め方について、より突っ込んだ表現で述べている。

私義間瀬家相続之義者縁談筋ニ而最初相続被仰付候節、当人存意も御尋無之俗ニ申アタマ下し之御達ニ而、縁談筋之義者當人其外共熟談之上ニ而ケ様之訳故是へ参れ又本姓者ケ様々々と、其節上之思召篤と被仰諭御懇命之上相続被仰付候而宜數筋と奉存候縁談之義、当人無沙汰ニ被仰付候義者余り承りおよひ不申⁽⁴²⁾

忠温は既に嘉永四年七月に逝去しているのであるが、それにしても前藩主の命に対する正面切った批判には驚かされる。

しかし、和三郎にしてみればそれなりの事情があったのである。Dによれば次の通りである。

間瀬家甥両人共致病死、折角丹精ヲ以成人致し候もの右之通相成愁傷不少、跡間瀬家之義外々ら養子も致し度ト親類中相談致し候⁽⁴³⁾

間瀬家に嫁いでいた姉が生んで成人していた男子一人が共に病死し、外から養子を迎えるかどうか相談していた矢先の事だったのである。和三郎にとっては、まさに晴天の霹靂であった。

和三郎は、妻の弟である中島薰九郎を通じて戸田三左衛門に間瀬家相続の免除を願い出たものの、埒があかなかつた。この時の心中を和三郎は後にCの中で次のように表白している。

私義も篤と覚悟仕世之中之望ミ更ニ相断チ、只々

御先祖様へ奉対為國家之生涯忠勤ヲ尽し相果候る外ニ余念無之義と覚悟仕候義ニ御座候⁽⁴⁵⁾

絶望の淵に沈んだ和三郎の心情の表現がここにある。この時和三郎は三十五歳⁽⁴⁶⁾であった。

「万一死去仕候義も」

さて A～E の史料のうち、年末詳の E を除いた A・B・C・D は、安政四～五年、また文久元年に著されたものであり、この頃和三郎は四十九～五十三歳である。これらの史料を通観すると、二つの傾向が顕著であることに気付く。

一番目には、戸田家に生まれながら戸田家を離れ、木村・間瀬家という二つの家に養子に入るに至った自らの境遇に対するやるせない気持ちである。そして二番目には、もう年である（安政五年に五十歳）からいつ死ぬかわからない、という絶望感である。

まず、和三郎が感じた死への絶望感をめぐって史料を繙くことにしたい。A・B・C・D から関連の部分を抜き出すと、以下の通りである。

A 安政四年十一月四日

私義も五十歳無程相成候間、万一病死仕候義も難計⁴⁷

B 安政五年十二月

私義も五十歳相成候間、万一死去仕候義も御座候⁴⁸

C 安政五年

私義も五十歳相成候間、万一死去仕候義も御座候⁴⁹

D 文久元年

自分五十壹才相成追々余年も無之、万一死去候義も有之候へハ⁵⁰

この頃ここに引いた史料の文言の通り、和三郎にとって死が目の前にちらつく状況が生じたのであろうか。

第二章でみたようにこの頃の和三郎は、戸田藩の家老として頭角をあらわしつつあり、「岡谷文書」のこれ以外の史料に拠っても、死の予感を具体的に示す文言は全くみられない。とすれば、右にみた和三郎の文章は、和三郎が病魔に侵

されていたこと等を示すものというよりは、知命にあたる五十歳の区切りの年にあつて感じた、不安の表現と解すべきであろう。

そして和三郎が感じたその不安とは、本稿でこれ迄縷々みてきたように、自分が間瀬家を相続させられたことに端を発する不安、つまりこのまま戸田家に戻ることなく生涯を終えるのか、という不安、そして不満とみるのが最も妥当である。

「都而何事も御罷末之事」

さて、そのような和三郎の心中を極めて直截に表現した文章が、史料A・B・Cにみられる。即ち戸田家への復姓の願いである。

A 安政四年十一月四日

其節ハ本性戸田家之義ニ付奉願置候願書認置候間、右願之筋者御聞済被成下候様仕度奉存候、是以國家之御為ニ申上候義ニ而自己之勝手合而已申上候心得ニ者無之、私義ハ何卒此後加禄等之御賞讃無之此姿ニ而被召仕被下候者、如何程も忠勤ヲ尽し可申候^⑤

B 安政五年十二月

斯本姓戸田家之義申上候も自己之勝手合之様ニも御汲取可有之候へ共、聊左様之義ニ者無之、

君家之御為深ク心配仕候而申上候義ニ御座候、其訳者後年、君家之御枝葉私如き身分之もの有之候節、私之例ヲ以同様之御取扱被成候而者実ニ君家之御枝葉繁茂不仕、御家臣ニ下り候者も無之、又異姓之御家來考候処も君家之枝葉サヘ右之通異姓相続被仰付候ヘ者、異姓之臣下者尚更如何之御沙汰ヲ蒙り候哉も難計義と相心得忠勤ヲ励し候もの有之間敷、古人も其親ヲ不愛シテ他人ヲ愛スルヲ悪ミ申候、靈鳳院様（藩主忠寛）御代迄者都而御親族様御愛情并御家來御扱ひも御厚ク御座候処、

大仙院様（藩主忠翰）御代之頃迄都而何事も御龜末之事ニ至り候間、何卒 靈鳳院様迄之御振合ニ御古復被成候者
君公御為宜敷義と奉存候、私本姓之義殊ニ父子之間ニ抱り甚申上悪き次第ニ候へ共、心中ニ有之候義ヲ包置候而者
却而不忠之筋ニも有之候間無腹臓申上候、万一私之為ニ申上候様思召候者其段篤と御教諭被下候様仕度奉存候、
只々本姓御取立之義偏ニ嘆願仕候⁽⁵²⁾

C
安政五年

斯本姓戸田家之義申上候も自己之勝手合之様ニも御汲取可有之と心配仕候へ共、聊左様之義ニ者無之、
君家之御為深ク心配仕候而申上候義ニ御座候、其訛⁽⁵³⁾後年 君家之御枝葉私如き之身分之もの有之候節、私之列ヲ
以同様之御取扱被成候而者實ニ 君家之御枝葉繁茂不仕、御家臣ニ下リ候者も無之、又異姓之御家来共心有ル者考
へ候而も

君家之枝葉サヘ右之通之御取扱ニ而者、異姓之臣下者尚更御取扱も輕々敷事ニ者有之間敷哉と相心得自然忠勤之励ヲ
失ひ可申、聖人も其親ヲ不愛シテ他人ヲ愛スルものハイ⁽⁵⁴⁾ト言ト申候へ者、其親ヲ愛スルヲ以先ト被遊候者御本意
之筋と奉存候、私本姓殊ニ父子之間ニ拘り甚申悪き次第ニ候へ共無拠申上候、万一私之為ニ申上候様ニも思召候而者
恐入候次第ニ付強⁽⁵⁵⁾不申上候、此段無腹藏右御内意申上候⁽⁵⁶⁾

これら安政四～五年の史料によつて、戸田家復姓に関する和三郎の言動を次のように理解することができる。
まず、Aが著された安政四年十一月以前の段階で、既に和三郎は戸田家復姓の「願書」を提出していたということである。

Aに「其節ハ本性戸田家之義ニ付奉願置候願書認置候間、右願之筋者御聞済被成下候様仕度奉存候」とある通りである。
そしてこの「願書」の宛先であるが、前後の文脈からAそのものの宛先と「願書」の宛先は同一と考えられる。つまり
Aの宛先が未詳である以上、「願書」の宛先も未詳といわざるを得ないのである。
しかし、この時期戸田藩の家老上席であった和三郎が、このような書翰・「願書」を差し出す相手とは誰であったの

か。しかも和三郎の身分に直接関わる問題である。第二章でも触れたように、前年の安政三年六月には藩主忠明が十八歳で逝去しており、その後を襲った忠恕も十歳の若さである。和三郎の兄で家臣として戸田家にあった輔も既に弘化四年に逝去しているのである。形式上はともかく実質面で、和三郎が戸田家復姓を願う相手とは誰であったのか。今後の研究の進展を俟つ課題である。

次には、戸田家復姓の願いが利己的な動機に基づくものとみられる可能性を、和三郎自身重々承知していたということである。

Aには「是以國家之御為ニ申上候義ニ而自」之勝手合而申上候心得ニ者無之、私義ハ何卒此後加禄等之御賞讃無之此姿ニ而被召仕被下候者、如何程も忠勤ヲ尽し可申候」とあり、またB・Cでは、戸田家に生まれた者を大切に処遇することこそが戸田藩全体の発展につながると、くだくだしい程に述べ立てているのをみても明瞭である。逆にいえば和三郎のこれららの言は、戸田家復姓を願う気持ちが極めて強かつたことのあらわれといえる。

さてそれでは、誰が和三郎の戸田家復姓の願いを利己的と思うのであろうか。これもやはり具体的に指摘することが困難な、今後の研究に俟たざるを得ない課題である。

しかしそのような中にあって、和三郎がBで、藩主忠寛までの頃を「御親族様御愛情并御家来御扱ひも御厚ク御座候」と評価する一方、藩主忠翰以降を「都而何事も御龜末之事ニ至り候」と断じてすることは注目される。和三郎からみれば、忠寛は祖父、忠翰は叔父にあたる。

この忠寛の安永三年六月八日に、それまで肥前国島原にあった戸田藩は、所替えとなつて再び下野国宇都宮に居を定めたのである。

しかも、忠寛は寛政十三年正月に逝去しているので、文化六年八月生まれの和三郎にとつては面識の範囲ではない。和三郎が実際に仕えたのは、忠翰以降の歴代藩主なのである。つまり和三郎は、戸田藩における自らの半生は「都而何事も御龜末之事」の中につながつたと総括したのである。この表現に、和三郎の心情が読み取られなくてはならない。

おわりに

間瀬家を継いでからの和三郎は、家老として若年の藩主を戴く戸田藩をよく支えた。しかしその中にあっても、和三郎にはこのような心情、即ち「万一死去仕候義も」「都^而何事も御龜末之事」というような不安、諦めが根底に流れているのである。和三郎の前半生を考える時に、このことを忘れてはならない。

本稿冒頭でも述べたように、文久二年以降和三郎は「文久の修陵」に全精力を傾けることになる。しかし、「文久の修陵」への取り組みだけをみて和三郎の生涯を論じることはできない。間瀬和三郎が戸田家に復姓しさらに忠至を名乗ることによって、はじめて「文久の修陵」が一つの事業として展開しはじめるのも、また事実なのである。

和三郎の生涯には、二つの大きな転機があると思われる。その一つが間瀬家の相続であり、もう一つが「文久の修陵」である。この両者は和三郎の中では決して無関係に存在したのではなかつたであろう。本稿は、その問題を解くために必要な議論の前提を構築したものである。

註

(1) 本稿では、文脈によって間瀬和三郎・戸田忠至を適宜使い分ける。

(2) この間の経緯については、松井恒太郎編著下野歴史学会編『宇都宮城主戸田御家記〈復刻版〉』(一九八九年、編集工房随想舎)六頁の外、徳田浩淳編著『史料宇都宮藩史』(昭和四十六年、柏書房)の徳田著「序言」(一)～(三)頁に詳しい。

(3) 『戸田御家記』には、現在二種の刊本がある。徳田浩淳編著『史料宇都宮藩史』と下野歴史学会編『宇都宮城主戸田御家記〈復刻版〉』である(註2参照)。前者は部分的には徳田氏による新史料の蒐集にもとづいた補筆がなされているが、後者は昭和十二年に完成し、昭和三十六・三十八・四十一・四十二年に分けて発行された『宇都宮城主戸田御家記』をそのまま復刻したものである。本稿では『戸田御家記』については後者に依拠する。

(4) 東京大学史料編纂所所藏。

(5) 原島陽一・松尾正人「岡谷文書—幕末・明治書翰類(一)(二)」(国文学研究資料館史料館『史料館研究紀要』第二十四・二十五号〔平成五年三月・平成六年三月〕)所収。本稿では「岡谷文書」についてはこれに依拠する。

(6) 「岡谷文書」については、原島陽一・松尾正人両氏による「解題」(『史料館研究紀要』第二十四号)を参照のこと。

- (7) 『戸田忠至略譜稿』一丁。
- (8) 『戸田御家記』五十八頁。
- (9) 『戸田御家記』五十二頁。
- (10) 『戸田御家記』一一八頁。
- (11) 『戸田忠至略譜稿』二丁。
- (12) 『戸田忠至略譜稿』二丁。
- (13) 『戸田御家記』九十一頁。
- (14) 『戸田忠至略譜稿』一丁。
- (15) 『戸田忠至略譜稿』一丁。
- (16) 戸田忠翰。
- (17) 『戸田御家記』三十九頁。
- (18) 『戸田御家記』一一七頁。
- (19) 『戸田忠至略譜稿』二丁。
- (20) 『戸田忠至略譜稿』二丁。
- (21) 『戸田御家記』一三〇・一三三頁。
- (22) 『戸田御家記』一四七頁。
- (23) 『戸田御家記』一六四・五頁。
- (24) 『戸田御家記』一六五・六頁。

- (25) 『戸田御家記』一六八〇九頁。
- (26) 『戸田御家記』一五八頁。
- (27) 『戸田忠至略譜稿』二丁。また、戸田家が正親町三条家を宗家と仰いでいたことについては、いざれ稿を改めて論じたい。
- (28) 「岡谷文書(二)」(『史料館研究紀要』第二十五号)一二三頁。
- (29) 「岡谷文書(二)」三三八〇三三頁。
- (30) 「岡谷文書(二)」三四〇〇四三頁。
- (31) 「岡谷文書(二)」三五九〇六二頁。
- (32) 「岡谷文書(二)」三三八〇四〇頁。
- (33) 「岡谷文書(二)」三三八頁。
- (34) 「岡谷文書(二)」三四〇頁。
- (35) 「岡谷文書(二)」二三六頁。
- (36) 「岡谷文書(二)」三四〇頁。
- (37) 「岡谷文書(二)」二五九頁。
- (38) 「岡谷文書(二)」二四一頁。
- (39) 「岡谷文書(二)」三四一頁。
- (40) 第二章でも触れたように『戸田忠至略譜稿』は、和三郎の間瀬家相続を天保十三年三月二十五日のこととする。
- (41) 「岡谷文書(二)」二四一頁。
- (42) 「岡谷文書(二)」二三二頁。
- (43) 「岡谷文書(二)」二五九頁。
- (44) C 「岡谷文書(二)」二四一頁。
- (45) 「岡谷文書(二)」二四一頁。
- (46) 間瀬家相続を天保十四年とした場合。

- (47) 「岡谷文書 (11)」一一三頁。
- (48) 「岡谷文書 (11)」三三三頁。
- (49) 「岡谷文書 (11)」一四二一三頁。
- (50) 「岡谷文書 (11)」一五九頁。
- (51) 「岡谷文書 (11)」一一三頁。
- (52) 「岡谷文書 (11)」三三三頁。
- (53) 「岡谷文書 (11)」一四三頁。
- (54) もっとも、ここで検討の対象としているのは「岡谷文書」であり、Aがどのような目的で著されたのか、Aがどのような経緯で「岡谷文書」に収められたのか、ひいては、Aの中にみえる「願書」が果たして存在したのかどうかについても考えてみなくてはならない。しかし、B・Cの内容をもあわせみれば、「願書」の存在は一連の流れの中で自然であると思われる。少なくとも本稿における議論の展開としては、この判断を妥当なものと解して以下議論を進める。

戸田家系図

